

## 291 浦和大学公的研究費不正防止委員会規程

## (設置)

第1条 「浦和大学における公的研究費の不正防止に関する規程」(以下、「不正防止規程」という。)第9条第2項の定めるところにより、公的研究費不正防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (委員会の目的)

第2条 委員会は、浦和大学(以下「本学」という。)における公的研究費に係る不正使用(以下「不正使用」という。)の発生を防止するため、不正使用の発生の要因を把握し、これに対応する防止計画を全学的観点から推進し、もって公的研究費の適正な管理運営を図ってゆくことを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) 総務課長
- (5) 教務課長
- (6) 学長が委嘱した者若干名(研究経験を有する者)

2 前項第1号から第5号の委員の任期は、役職在任期間とする。

3 前項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長の業務を行う。

## (委員会)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決を要する事項は、出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

## (所掌事項)

第6条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 不正使用発生要因を把握すること並びに不正防止規程第10条の規定に基づき

統括管理責任者とともに不正使用防止計画を策定すること。

- (2) 不正使用防止計画の推進、実施に関すること。
- (3) 適切な監査体制の構築に関すること。
- (4) 学内ルールについてのモニタリングに関すること。
- (5) 行動規範の策定に関すること。
- (6) 行動規範について周知を図るための方策に関すること
- (7) その他計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 委員会の審議経過並びに議決については、議事録を作成する。

2 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

- 1 この規程は、2007年12月 8日から施行する。
- 2 この規程は、2022年 4月 1日から施行する。